

## スイスの年金制度

—第10次改正を中心に—

田口 晃

### ■ 要約

スイスの老齢年金制度は1995年の大幅改正で、世界初の男女平等個人年金となった。比較的遅く出発したスイスの年金制度も度重なる改正によって充実したものになってきていたが、80年代以降の第10次改正の作業では、スイスでもようやく目立ち始めた女性の政治的、社会的進出を背景に、初めて男女平等個人年金が論じられるようになった。広がる議論の中で成功を危ぶんだ政府が微温的な改正案を上程すると、上院(全州議会)は通過したものの、下院(国民議会)では党派を超えた女性議員の活躍などもあって政府原案に大幅な修正を施した改正案が作成され、両院通過後、国民投票に付され、承認された。

かくして、それまでの夫婦年金は廃止され、既婚者は新たに個別に年金を受給することになり、しかも、結婚後の所得が等分されて分離方式で計算されるのに加えて、養育勘定もしくは介護勘定も等分で計算され積み立てられることになったのである。支給額も夫婦年金の半額より上がるようになった。他方で、女性の給付年齢が段階的に引き上げられ、こちらの面からも男女平等に近い年金制度となった。

### ■ キーワード

男女平等個人年金、養育勘定、介護勘定、女性の給付年齢引き上げ

### はじめに

21世紀に向けて、世界各国で年金制度改革が論じられ、さまざまな新しい試みが行われていることは周知の通りである。人口構造の変化や低成長経済への移行、さらには財政赤字増大といった人口学的、経済的变化を背景に、個人負担に力点を置くか公的支出中心か、ビスマルク方式かビヴァリッジ方式かといった議論が盛んに行われ、ほかの社会保障制度との関連や経済全体との関わりが論じられてきた。そうした論議の中に、実はもう一つの論点として、夫婦年金か、それとも個人ベースの男女平等年金か、という問題があることもかなりよく知られていよう。ここに紹介するスイスの場合、女性の参政権の遅れに見られるように、

元来男女平等とはやや遠いお国柄だと思われてきたのであったが、その国で世界で初めて個人単位の男女平等年金制度が作られたのであったから、多くの人々の注目を集めたのは当然であろう。そこで、この場を借りて、新しい年金制度がどのようにして生まれたのか、それはどのような制度なのか、93年の第10次改正を中心に男女平等の観点からスイスにおける老齢年金を論じてみることにしたい。

### I 制度の歴史

最初に簡単に過去の歴史を見ておこう。スイスでは、現在のような全国的な老齢年金制度ができたのは1948年のことであり、成立自体は比較的

遅いと言える。何事も連邦より州レベルで新しい動きが始まるこの国で、年金制度も例に漏れない。既に早くからヌシャテル州(1898)、ヴォー州(1907)が老齢年金向けの任意保険制度を実施していた。グラルス州では第一次大戦中に保険への加入義務付けが決定され、アベンツェル・アウサーローデン州、都市バーゼル州がこれに続き、チューリヒ州、ベルン州、アアルガウ州も同様の方向を目指した。また、9州で州の管掌する年金精算金庫が設立されている。

しかし、老齢年金を中央の連邦政府の仕事にすることに對しては、分権自治の伝統の強いこの国のこととして、連邦政府のみならず国民も長い間反対の立場を取っていた。それが変化したのはようやく第一次大戦で国民の多くが困難な経験をしてからのことであった。18年、「連邦政府は速やかに国会に老齢障害者年金制度案を提出せよ」との動議が国会で認められた。そうして25年の国民投票で老齢障害者年金制度の創設が承認されたのであった。ところが、31年に作られた法案(シュルトヘス法)は、議会で承認されたにもかかわらず国民投票では左右分権主義などの反対で否決されてしまった。その結果、連邦政府は年金を全国的な法制度として整備することを断念し、29年以来「スイス老人財団」を援助したり、39年以来州や共同組合による老齢障害者保険に資本参加したり、間接的に準備を進めることを余儀なくされた。

第二次大戦が決定的変化を引き起こす。国民の兵役期間の所得保障を積立保険で行うことが全国的に行われ、44年には連邦大統領シュタンブリが新年の国民向け演説で老齢障害者保険を48年1月1日から実施することを約束するに至った。44年中に原案が作られ、それから「事前聴取手続き」<sup>1)</sup>を経た後、47年7月6日の国民投票では86万対21万5千の圧倒的多数で老齢年金制度が承認された。そうして48年から実施されるようになったのである。当初は積立保険方式で、年金は最低保障に

とどまり、支給年齢も男女とも65歳と、当時としては高年齢に設定された。

## II その後の改正

次に、本論文で扱う第10次改正までの主要な改正と、関連する決定を簡単に見ておこう。

1. 第2次改正(1954)では、受給資格年齢に達してなお就業中の者は保険料納付義務を免除されることになった。
2. 第3次改正(1956)では、48年に既に受給年齢に達しており、従って保険料を支払ったことのない者にも経過措置年金が、所得・財産の多寡に関係なく支給されることが決まった。(後の例外年金)
3. 第4次改正(1957)によって女性の年金支給年齢が65歳から63歳に引き下げられた。
4. 第6次改正(1964)では女性の年金支給年齢がさらに62歳に引き下げられ、2種の加給年金が導入された。45歳から62歳までの既婚女性向けのものと、老齢の両親をもつ18歳未満の子供向けのものとである(就学児については25歳未満)。
5. 第7次改正(1969)で年金支給を最長5年まで遅らせることが認められた(これに対応する前倒し支給制はようやく97年から実施された)。極度に困難な単独困窮者救済措置と保険料率の引き上げ(被雇用者は所得の4.0%から5.2%へ、自営業者には新たにもっと低い保険料率)も行われた。
6. 1972年、国民投票で憲法34条に新条項が盛り込まれ、社会保障における「三本柱の原則」が確立した。つまり、国家(連邦政府と州政府)、職場、個人が三本の柱として社会保障を支えるという考え方である。そうして政府管掌部分が「生存の必要を満たすものである」ことが謳われた。

7. 第8次改正(1973)はそれまでで最も大幅な改正であった。4年以内に年金を2倍にすることが定められ、離婚女性への夫婦年金の半額支給も決まった。老齢年金保険料率が5.2から7.8%へ引き上げられ、75年には改正の第二段階としてさらに8.4%へ引き上げられた。
8. 第9次改正(1979)で重要なのは混合指標(賃金指標と物価指標を組み合わせたもの)の導入による年金のスライド制への移行であろう。さらに制度全体を整理するための改正、例えば妻の夫婦年金および加給年金支給年齢の引き上げや、賠償義務を負う第三者に対する償還請求の導入などが行われた。

### III 第10次改正前の制度

ここで、第10次改正の前の制度の全容を、ハンドブックを頼りに幾分詳細に見ておくことにしたい。被保険者、財政、給付、年金計算、受給権の確定、組織など、全体の骨格を理解するためである。

1. 被保険者に関しては、スイス在住で働いている者はすべて老齢年金加入を義務付けられる。
2. 財政について見ると、まず老齢年金の財源は被保険者、雇用者の保険料と連邦、州の拠出金ならびに精算基金の利子から成る、と定められ、さらに「世代間連帯の原則」に基づいているため、将来の給付を勘案して必要な財政措置を講ずることになる、とされる。

- (1) 保険料納付義務 すべての就業者は17歳から就業終了まで、少なくとも女性は62歳、男性は65歳になるまで保険料を支払わなければならない。さらにすべての非就業者も20歳から年金受給年齢に達するまで保険料を納付しなければならない。被保険者の無職の妻と無職の寡婦は保険料納付義務を免除される。納付額は就業者にあつては所得に比例

し、非就業者にあつてはその経済状態に応じる。

- (2) 被雇用者の保険料納付 納付すべき金額は、所得の8.4%が老齢年金分、加えて1.2%が障害年金分、ほかに職業調整基金と失業保険掛け金がある。労使折半で全額を雇用者が毎月または四半期ごとに精算金庫に納入する。算定基準となる賃金には労賃のほか地域調整手当、物価調整手当、期末手当、永年勤続報奨、手数料、および労災、疾病時、兵役時、民間防衛従事期に雇用者が支払う一次金、さらには労災保険給付金、失業保険給付金、あるいは住宅などの現物給付が含まれる。家族関連手当、奨学金、兵役および民間防衛<sup>2)</sup>の対価は含まれない。
- (3) 自営業者の保険料納付 自営業者の場合、所得の7.8%が老齢年金分、1.2%が障害年金分、0.5%が職業調整基金分となっている。年間所得が38,400フラン以下の場合には所得額に応じて合計4.2%までの減額が行われる。年間6,500フラン以下では一律年額269フランと定められている。保険料算定基準所得は自営業者が農業、林業、商業、工業、自由業などから得たもので、基準額は隔年に州の租税局が連邦直接税徴収のために行う査定額である。控除は税の場合と同じだが、企業投資の利子控除が特に認められている。
- (4) 非就業者の保険料納付 非就業者で納付義務を負うのは早期年金生活者、金利生活者、離婚女性、保険非加入者の妻または夫、学生、施設収容者、障害保険金受給者、放浪者、および臨時就業者である。財産額を基準に年額269フランから8,400フランを納付する。障害保険と職業調整基金の納付金加わるので年間最低納付

額は324フランとなる。学生と公的年金受給者は最低額でよい。

- (5) 就業中の年金受給者の保険料納付 就業中の年金受給者は年間14,400フランを超える所得に応じた保険料を支払えばよい。これは連帯原則に従うため、以前の未払い保険料の充填には当てられない。
- (6) 連邦と州の拠出金 連邦と州は毎年年金支出の一定部分を負担する。1990年からは連邦が17%、州が3%を負担している。連邦は煙草税と火酒税をこれに充当している。州に対しては、各々の財政力と支給額を勘案した配分比率が適用されている。
- (7) 精算基金 精算基金は老齢年金の中央金庫または銀行である。そこにすべての収入と支出が登録記載される。基金は短期的な支出変動を調整する役割を担い、年金の年間支出を下回ってはならない。精算基金の利子は老齢年金の財源に組み込まれる。

3. 年金の支給については以下のように定められている。

老齢年金制度は老齢年金、主婦への加給年金、老齢年金受給者の児童に対する児童年金、寡婦年金、孤児年金などを支給するものである。

(1) 普通老齢年金

受給資格者は

- ① 65歳に達し、独身または配偶者に先立たれたか離婚した男性、
- ② 65歳に達してまだ夫婦老齢年金受給資格を獲得していない既婚男性、
- ③ 62歳に達し、独身または配偶者に先立たれたか離婚した女性、
- ④ 62歳に達して夫がまだ夫婦老齢年金受給資格または夫婦障害年金受給資格を獲得していない既婚女性。

受給資格は受給年齢に達した翌月一日か

ら生じ、夫婦老齢年金受給資格または夫婦障害年金受給資格を取得するか、年金受給者が死亡した翌月から消滅する。普通老齢年金は基礎年金であり、これを100%としてほかの年金が加算される。

(2) 夫婦老齢年金

夫65歳、妻62歳に達すると男性に対し支給される。妻は半額を請求し、別に支給を受けることができる。受給資格は条件を満たした翌月から生じ、離婚もしくは一方の死亡の翌月から消滅する。夫婦老齢年金の支給額は普通老齢年金の150%である。

(3) 主婦に対する加給年金

普通老齢年金受給資格を持つ男性は妻が55歳に達すると主婦に対する加給年金を請求できる。離婚女性で子供の養育を負担し、老齢年金受給資格を持たない者も主婦に対する加給年金を請求できる。夫が世話をしない場合と別居または離婚している場合にのみ、女性は加給年金を直接に受け取ることができる。加給年金の支給額は普通老齢年金の30%である。

(4) 児童年金

老齢年金受給資格を持つ男女は、その児童のために児童年金を請求することができる。これは一定の要件の下に養子に対しても適用される。受給資格は一般に児童が18歳に達すると消滅するが、就学児童の場合は最高限25歳まで受給できる。児童年金の支給額は普通老齢年金の40%である。

(5) 寡婦年金および寡婦一時金

現行の老齢年金制度には寡夫(やもお)年金は存在しない。寡婦に対しては以下の場合寡婦年金か寡婦一時金が支給される。

- ① 62歳以下の寡婦で夫の死亡時に子供を抱えている場合。子供の年齢は不問。孤児年金受給者も可。養子でも可。
- ② 62歳以下の寡婦で夫の死亡時に子供がいなくても、45歳を超え、かつ結婚生活が5年を超えている場合。
- ③ 離婚者の場合でも、結婚歴が10年を超え、離婚裁判で扶養義務を負った前夫が死亡した場合。

受給資格は夫の死亡した翌月一日から生じる。既に障害年金を受給している場合は寡婦年金受給資格は生じないが、寡婦年金の方が高額の場合は障害年金が引き上げられる。受給資格は再婚、老齢年金受給資格の発生、本人の死亡とともに消滅する。10年以内に再婚が無効と宣言されるか離婚した場合は寡婦年金受給資格が復活する。寡婦年金の支給額は普通老齢年金の80%である。

夫の死亡時に子供がなくとも、45歳に達していない寡婦、または45歳以上でも結婚歴が5年以内の寡婦に対しては寡婦一時金が支給される。金額は年齢および結婚年数に応じて寡婦年金年額の2倍から5倍までである。

#### (6) 孤児年金

孤児年金には普通年金と完全年金とがある。片親が死亡した子供には普通年金が支給される。これは父の死後生まれた子供にも適用される。両親を失った孤児と捨て子に対して支給されるのが完全年金である。孤児年金は養子に対しても適用される。

受給資格は片親または両親が死亡した翌月一日から生じ、一般には18歳で消滅する。就学児童の場合は最長25歳まで認められる。孤児年金の支給額は普通年金

が普通老齢年金の40%、完全年金は60%である。

#### (7) 介護補償

1年以上介護を必要とする老齢年金受給者に対しては年金のほかに月額640フランの介護補償費を支給している。以前より障害年金から介護補償費を受給している者に対しては継続される。

#### 4. 年金の計算は以下の方法による。

##### (1) 概観 老齢年金制度は「正規年金」と「例外年金」を設けている。

「正規年金」は保険料算定の根拠となる所得と、積み立て年限の二つに基づいて計算されている。「正規年金」の給付資格を得るためには被保険者は最低丸1年保険料を完納しなければならない。必要期間完納すると「全額年金」が支給され、完納しないと「減額年金」となる。1年だけでも完納しないと「減額年金」となる。

「正規年金」の計算は二つの要素から成っている。

① 保険料納入期間 納入年数に応じて、適用される「年金表」、つまり「全額年金」か「減額年金」かが決まる。

② 勤労所得 保険料算定の基準であり、所得額に応じて「年金表」上の位置、つまり年金支給額が決まる。

「例外年金」とは保険料納付を条件としないが特別の条件下でのみ支給されるものである。

##### (2) 保険料納入期間の確定

被保険者が20歳に達した一月一日から年金受給資格年齢まで中断なく保険料を納入すると、納入期間条件が満たされる。この場合「全額年金」が支給されることになり、「年金表」44が適用される。条件が満たされぬ場合は「減額年金」となり、納

入年数に応じて「年金表」1から43が適用される。

保険料納入の中断はさまざまな形で補うことができる。5年以内であれば後払いが可能であるし、1979年以前の未払いに関しては一定の条件の下で3年までは追加が可能である。20歳以前の支払い分を後の中断の穴埋めに使うこともできる。女性の老齢年金の算定に当たっては、結婚期間と寡婦期間は保険料を納入したものとみなされる。夫婦老齢年金と寡婦年金の「年金表」の決定の際は夫の納入期間が問題とされる。妻が独自に保険料を完納した場合でもそうである。個々の場合どの「年金表」を適用すべきかについては、各精算金庫とその支店にいる「年金表」担当者が相談に応じている。

- (3) 算定基準となる平均年収と年金額の確定  
まず最初に20歳から年金受給開始前年までの保険料金算定の基礎となった所得の総計を出す。20歳以前の所得は例外的に考慮の対象となる。所得の総計を計算するには過去の賃金水準やインフレ率が増額要因として考慮される。この考慮は毎年行う必要がある。所得総計を保険料支払い年数で割ると、年金の算定基準となる平均年間所得が得られる。これを適用する「年金表」の該当箇所当てはめると年金額が求められる。「年金表」では最高額はすべて最低額の2倍に抑えられている。「年金表」は年金引き上げのたびに内務省社会保険局の手で改訂されており、最新のものは「精算金庫」とその支店で見る事ができる。
- (4) 通常年金計算の細目  
普通年金は一般計算規則、つまり該当者の保険料支払い年数と平均算定基準年収に基づいて計

算される。

夫婦年金の場合、保険料支払い年数は夫のものが採用されるが、平均算定基準年収としては妻の保険料算定の基準とされた収入も計算に含められる。この計算は寡婦年金の算定にも適用される。

こうした基本規則のほかにもさまざまな事情の下での年金の計算に関する特別規則も存在する。

- (5) 老齢年金の延期  
年金受給開始は1年から5年まで延期することができる。延期年数に応じて最高限度50%まで年金支給額が引き上げられる。
- (6) 正規年金の受給資格が発生しない場合、スイス在住の市民は例外年金を受給することができる。減額年金が例外年金以下の場合も例外年金を受給できる。例外年金は、受給者の収入が一定額に及ばず、困窮している場合にのみ支給される。就業経験のない主婦で夫が保険料を完納している場合は、困窮度に関係なく例外年金を受給することができる。
- (7) 年金額の調整変更  
老齢年金は原則として2年に1度、賃金水準と物価水準の変動に合わせて調整変更される。

スイスの年金制度は、第10次改正分を除いて、基本的には以上のような形で現在も運営されているのである。それではいよいよ第10次改正について見ることにしよう。

#### IV 第10次改正(1979～97年の改革)をめぐる動き

年金制度の第9次改正以後、スイスでは81年6月14日の国民投票で男女平等条項が憲法に入れられ、それに応じて婚姻法の改正に手が付けられるなど、女性の地位改善が進んでおり、それが年金制

度の改革にも当然影響すると考えられた。加えて78年にECが出した「社会保障における男女平等指針」が85年から実施に入っており、こちらからも男女平等年金が論じられることになったのである。

年金改正は既に79年から準備が開始されていた。83年12月、連邦政府の諮問機関である老齡年金委員会は以下の内容を骨子とし、両性の平等を目指す基本計画を作成し政府に提出している。

1. 従来夫に支給されていた夫婦年金を等分して夫婦双方に支給する。
2. 離婚女性の正規年金を改善する。
3. 寡婦年金の導入を行う。
4. 夫婦の一方が障害者で他方が老齡化した場合は障害年金から老齡年金に移るものとする。
5. 要介護者として現行の重度に加えて軽度の者も考慮の対象に含める。

これを受けて政府は86年11月政府案を議会に提出した。これは老齡年金委員会の基本計画を基に、支給年齢の弾力化を加味したものであった。つまり、財政は膨張させない基本方針も堅持したから、そのためには女性の受給年齢を現行の62歳から63歳に引き上げることが必要とされたのである。

確かにこれは男女平等化の第一歩と言えるかも知れないが、大幅な制度改革は先送りした部分的改正でしかない、という「新チューリヒ新聞」の評価は当たっていた<sup>3)</sup>。ところが女性の受給年齢引き上げをめぐる激しい反対と批判が巻き起こったのである。しかも他方で、小手先の改正では不十分であり、抜本的な制度改革を避けるべきではないという声も強かったから、連邦政府、内務省は政府案を引っ込める仕儀となった<sup>4)</sup>。内相エグリは辞任し、同じキリスト教国民党(カトリック)のコッティが内相に選出されると、新内相のもとで新たな改正案が模索される。

1990年末に出された2度目の政府案は、以下の四つの柱から成っていた。

1. 夫婦年金を等分し、夫婦別々に支給すると

もに、離婚女性への給付を改善し、寡婦年金を導入する。

2. 要介護者の範囲拡大。
3. 主婦に対する加給年金の廃止。
4. 男性に対し62歳から1年につき6.8%の削減率で年金前倒し支給を認める。

四つの柱を骨子とする改正は当然に支出増加を伴う。これを節約だけでカバーすることはできないから、一部を自営業者の保険料の引き上げで、大部分を連邦政府の負担増、つまり増税で賄う、というものであった。

さまざまな見解や思惑が飛び交う中で混乱を恐れてのことであろうか、政府案としては、抜本的制度改正を第11次改正へと先送りし、最小限の改正に限定したものが議会に提出された。

スイスの議会審議は国民議会(下院)と全州議会(上院)という対等な二院の間での先議権の調整から始まる。第10次年金改正に関しては全州議会が先議機関と決まり、91年3月から審議が始まった。

全州議会の委員会における審議では(a)負担が大きい (b)人口構造の変化の見通しが甘すぎる(c)女性の要求実現が不十分といった批判が展開されたものの、実効可能な代替案が出されることもなく、政府原案が承認された。

本会議では、「婚姻関係から独立の平等年金を」という要求に対し内相コッティは次のように答えた。「政府の社会保障政策では社会の発展を先取りするような改正を行う必要はない。政府案は確かに両性の法的平等にまでは達していないが、将来の変革に向けての現実的な第一歩である」<sup>5)</sup>。全州議会は社会党、自民党議員の代替案をそれぞれ否決して、政府原案を自営業者の保険料引き上げを除いて承認したのである。

「新チューリヒ新聞」の論説は、一連の年金改正に関して次のように述べている。「男女平等を目指すというけれども、こと、年金に関しては現行制度は女性に有利になっている。なぜなら、女性は寿

命が7年永い上に、支給年齢が3年低いから、男性より10年余計に年金を貰っている計算になる。これは直さなくてはならない。また、被保険者数に対する年金受給者数の割合を示す『成熟度』は現在27%であるが、2015年には37.8%、2040年には49.2%になる。従って小手先だけの改正でなく長期的視点に立った制度改革が必要であり、国民議会の審議ではその点を期待する。」<sup>6)</sup>

「新チューリヒ新聞」の論説の期待に沿うかのごとく、国民議会では全州議会とは違って大論議が展開されていくことになるのである。91年9月、国民議会の社会保障委員会は、審議に先立ち7党11名から成る専門小委員会を設置し、専門的な検討を依頼する一方、各党の女性議員を中心に議会委員会としての案を詳細に議論していった。

翌92年3月11日、専門委員会の報告を受けて委員会の審議が開始された。まず、「年金表」改正などのいわばルーティンワークと男女平等個人年金新設とは切り離して、前者を先に審議すること、および前者には離婚女性の年金も含めることが定められた。ただし、離婚女性の年金については多数派が「養育勘定」の新設(男女平等個人年金の先取り)を主張したのに対し、少数派は前夫の所得の80%を基準にする立場を主張した。委員会、本会議を通じて男女平等年金に向けての女性議員の党派を超えた提携、活躍が目立った。ルーティンワーク部分はその後再び全州議会へ送付され、6月2日、離婚女性の年金に「養育勘定」を含めない方向で修正が施された上で可決された。

後半部分、つまり男女個人年金新設に関わる部分に関しては、その後さらに時間が費やされた。そうしてようやく93年1月大幅な修正をかけた委員会案が作成され、国民議会総会に送付された。これは「社会変化を考慮に入れた年金制度の抜本的改革案」であり、個人単位で、婚姻法上の地位と無関係な男女平等年金の方向を目指すものとされ、大略以下のようなものであった。

1. 所得の有無に関わりなく、既婚者で子供と要介護者がいる場合、養育勘定(Erziehungsgutschrift)または、介護勘定(Betreuungsgutschrift)の名目で、最低年金の3倍までの金額を積み立てる。
2. 「年金表」については最高年金受給に必要な基準賃金を引き下げることによって、現行45%だった最高年金受給者を60%まで増やす。
3. 寡婦(夫)年金を新設する。
4. 受給年齢について、男性は従来通り65歳からとし、女性は4年ごと2段階、8年がかりで現行の62歳から64歳まで引き上げる。
5. 年金支給年齢の弾力化については、1年につき6.8%の減額で前倒し支給を認める。
6. 財政均衡原則は維持できない。付加価値税の引き上げが必要となる。

国民議会本会議では女性に対する支給年齢の引き上げに社会党、緑の党が激しく反発した。両党の代表は、ほかの分野で男女平等が進んでいないのに年金支給年齢だけ平等強化するのは不公平であるし、就業年齢の引き延ばしは雇用機会の増加を妨げ失業を増やす恐れがある、と主張したのであった。しかし、支給年齢問題に関しては多勢に無勢であり、3月11日この大幅修正案が国民議会を通過した。

その後94年6月全州議会が国民議会案を一部修正の上可決し、第10次年金改正案が最終的に議会の承認を得た。次は国民投票である<sup>7)</sup>。社会党と労働総同盟は女性の受給年齢引き上げに反対する立場から独自に「年金拡大イニシアティブ」を提起し成立させたので、95年6月25日国民投票には、本来の第10次年金改正案と並んで、これも投票に付された。結果は、年金制度の改革が1109790票(60.7%)対718621票(39.3%)で承認されたのに対し、社会党と労働総同盟の「年金拡大イニシアティブ」は501285票(27.8%)対1305498票(72.2%)の大差で否決され、ここによりやく第10次老齢年金改正が成立したのである<sup>8)</sup>。



## V まとめ

以上見たように、スイスにおける第10次年金改正は、長い準備期間と広範な論議の中で、政府の思惑を超えて、議会、世論が個人年金の方向へ大きく踏み出した結果、世界で最も進んだ男女平等年金制度として結実したのであった。改革をめぐる議論は、国民投票を含め、国民、市民に広く開かれた形で展開され、多種多様な論点が公にされたのである。つまり、内容の点だけでなく、決定過程、手続きにおいても世界に誇り得るものであったと言ってよい。

最後に1997年から実施が決まった新年金制度の改正部分を改めてまとめておこう。

1. 夫婦年金は廃止され、既婚者は新たに個別に年金を受給する。結婚後の所得は等分されて分離方式で計算される。加えて養育勘定もしくは介護勘定も等分で計算される。所得の等分計算は夫婦とも年金受給年齢に達した段階で行われ、一方のみが受給年齢に達した場合は本人の所得だけに基づいて年金が支給される。
2. 所得のない寡婦(夫)、妻(夫)も新制度の下では保険料支払い義務を負う。ただし夫(妻)が就業し、最低保険料の2倍以上を支払っている場合は妻(夫)も保険料を支払ったものとみなされる。
3. 離婚者の年金も個別に計算され支払われる。97年1月1日以前に離婚し、以後受給資格を得る者にも適用される。後者の場合申請が必要である。
4. 寡婦(夫)の老齢年金も分離方式で計算される。それに対し、寡婦(夫)年金と遺児年金は物故者の所得に基づいて計算される。寡婦はさらに最高年金に達する範囲内で20%の加給年金を受け取ることができる。
5. 16歳以下の子供を養育する者には、婚姻法上

の地位にかかわらず、養育勘定が算入される。夫婦においては養育勘定は等分される。養育勘定は給付年金に、最高年金に達する範囲内で加算される。養育勘定は1997年1月1日以前に生まれた子供にも適用される。

親戚の要介護者と暮らしている場合は、婚姻法上の地位にかかわらず、介護勘定が加算される。夫婦では介護勘定は等分される。介護勘定は給付年金に、最高年金に達する範囲内で加算される。

養育勘定と介護勘定を同時に算入することはできない。

6. 年金受給年齢に達した既婚男性に支給された受給資格のない妻や子供向けの加給年金は廃止される。
7. 寡婦(夫)年金  
寡婦(夫)年金が新設される。離婚者も相手の死亡後は寡婦(夫)年金を受給できる。寡婦一時金は廃止される。
8. 女性受給年齢の引き上げ  
女性の受給年齢は2001年から63歳に、2005年から64歳に引き上げられる。
9. 年金の前倒し支給  
すべての被保険者は希望すれば老齢年金の前倒し支給を受けることができる。男性は63歳から(97年からは64歳から)、2001年以後63歳から)、女性は62歳から6.8%の減額で前倒し年金を受給することができる。
10. 受給を遅らせる場合は年金額が5.2%(1年延期)から31.5%(5年延期)まで増額される。
11. 現行の年金は2000年まではそのままとし、2001年から新制度に移行する。

その後について一言すれば、98年に入り、老齢年金創設50周年を記念する行事が行われ、その中で、再び女性の給付年齢を62歳に下げようという左翼のイニシアティブが成立した。しかし、結局これも9月27日の国民投票では973706対1374503

で否決されたのであり、スイスにおいて男女平等年金は女性の受給年齢を引き上げる形で国民多数の支持の下に定着したと言ってよいであろう。

注

- 1) スイスでは法案作成にあたって、あらかじめ全州と関係利益集団の意見を聞くことが慣行になっており、それを「事前聴取」と呼んでいる。「事前聴取」、議会、国民投票という三層をなすスイスの政治的意志決定過程については、拙稿「スイスは何故ヨーロッパ統合に消極的か」『年報政治学』1993年を参看頂きたい。
- 2) 戦時、平時の防災活動をさす。20歳から60歳までの男性に加入が義務付けられ、初年度3日、以後毎年2日訓練が行われる。
- 3) NZZ. 30. Nov./1. Dez. 1986.
- 4) スイス連邦政府は両院合同総会で選出される7名の各省管掌大臣から成っている。自民党2, 社民党2, カトリック2, 国民党(旧農民党)1で構成されている。形式上は連立政権だが連立協定はない。各大臣は省の

立場、自党の姿勢などを勘案しながらかなり独立的に決定を行う。

- 5) さらにコッティ内相は、カトリックの立場から、夫婦年金の個人年金化に対し消極的であるとも述べた。
- 6) 24. Marz. 1991.
- 7) 年金制度の大幅改正が見込まれた段階で、政府はこれを国民投票に付すことに決定していた。
- 8) 地域的に見ると、フランス語圏で女性の支給年限引き上げに対する反対が多かった。NZZ 26. Juni 1995.

参考文献

- 矢田俊隆・田口晃『オーストリア・スイス現代史』山川出版社 1995年。
- 田口晃「スイス」田中浩編『現代世界と福祉国家』お茶の水書房 1997年 所収。
- Cahiers genevois de securite sociale. 1990. juillet.
- J. Stockli/K. Zehnder, Sozialpaket Schweiz. Haupt. 1990.
- Bundesamt fur Sozialversicherung, 10 AHV-Revision kurz erklart. 1995.
- Neue Zurichser Zeitung. 1986-1995.
- (たぐち・あきら 北海道大学教授)